

令和8年4月20日
津幡町総務部監理課

津幡町における小規模工事等契約希望者登録の取扱いについて

昨今の物価高騰や事務の効率化の観点を踏まえ、令和7年4月より地方自治法施行令に規定されている随意契約によることができる基準額が引上げられたことから、津幡町における小規模工事等契約希望者登録に係る対象契約金額を上げます。

- ・ **対象契約金額の引上げ**

契約金額が 50 万円以下 → 契約金額が 100 万円以下

- ・ **適用日**

令和8年4月20日